

(第一類 第三号)

第百二十回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第九号

(三三三)

平成三年四月九日(火曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 伊藤 公介君

理事 塩崎 潤君

理事 星野 行男君

理事 与謝野 馨君

理事 小森 龍邦君

理事 北側 一雄君

理事 中野 寛成君

出席國務大臣

法務大臣 左藤 惠君

出席政府委員

法務大臣官房長 堀田 力君

法務省民事局長 清水 湛君

法務省矯正局長 今岡 一容君

法務省人權擁護局長 篠田 省二君

法務省入国管理局長 股野 景親君

外務大臣官房審議官 竹中 繁雄君

委員外の出席者

議員 小澤 克介君

法務委員会調査室長 小柳 泰治君

委員の異動

三月二十七日

辞任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 藤田 高敏君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

同日 補欠選任 岡崎 宏美君

四月四日

辞任 中村正三郎君

同日 補欠選任 与謝野 馨君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

同日 補欠選任 柳田 稔君

四月四日

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

四月四日

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

同(志賀一夫君紹介)(第二二二七号)

第一類第三号

法務委員会議録第九号

平成三年四月九日

に關する請願(古堅実吉君紹介)(第三三二九号)
同(寺前巖君紹介)(第三三三〇号)
同外四件(常松裕志君紹介)(第三三三七号)
同(寺前巖君紹介)(第三三三八号)
同(春田重昭君紹介)(第三三三九号)
同(山原健二郎君紹介)(第三三五〇号)
同(井上義久君紹介)(第三四三〇号)
同(奥石東君紹介)(第三四三一号)
同(山原健二郎君紹介)(第三四三二号)
同(井上義久君紹介)(第三四四八号)
同(菅直人君紹介)(第三四四九号)
同(山原健二郎君紹介)(第三四五〇号)
同(井上義久君紹介)(第三四五一号)
同外四件(上田卓三君紹介)(第三四五一号)
同(菅直人君紹介)(第三四五三号)
同(奥石東君紹介)(第三四五四号)
同(山原健二郎君紹介)(第三四五五号)
同(井上義久君紹介)(第三四五七号)
同(石田幸四郎君紹介)(第三四五八号)
同(鍛冶清君紹介)(第三四五九号)
同(金子満広君紹介)(第三四六〇号)
同(菅直人君紹介)(第三四六一号)
同外一件(草野威君紹介)(第三四六二号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第三四六三号)
同(仙谷由人君紹介)(第三四六四号)
同(田並胤明君紹介)(第三四六五号)
同(鳥居一雄君紹介)(第三四六七号)
同(山原健二郎君紹介)(第三四六七号)
同(吉井光昭君紹介)(第三四六八号)
借地借家法案の廃案に關する請願(小沢和秋君紹介)(第三四一四号)
同(金子満広君紹介)(第三四一五号)
同(木島日出夫君紹介)(第三四一六号)
同(児玉健次君紹介)(第三四一七号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第三四一八号)
同(菅野悦子君紹介)(第三四一九号)
同(辻第一君紹介)(第三四二〇号)
同(寺前巖君紹介)(第三四二一号)
同(東中光雄君紹介)(第三四二二号)

同(不破哲三君紹介)(第三四二三号)
同(藤田スミ君紹介)(第三四二四号)
同(古堅実吉君紹介)(第三四二五号)
同(正森成二君紹介)(第三四二六号)
同(三浦久君紹介)(第三四二七号)
同(山原健二郎君紹介)(第三四二八号)
同(吉井英勝君紹介)(第三四二九号)
同(木島日出夫君紹介)(第三四三〇号)
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法等の改正に關する請願(渋谷修君紹介)(第三四三三三号)
同(戸田菊雄君紹介)(第三四三四号)
は本委員会に付託された。

三月二十二日

在日韓・朝鮮人の法的地位、人権保障に關する陳情書外七件(大阪府東大阪市稲葉一の治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に關する陳情書外一件(名古屋市中区栄三の三の七牛田貞雄外七名)(第一三三三号)
借地法・借家法の改正に關する陳情書外一件(福岡県久留米市城南町一五の三久留米市議會内川地東洋男外一名)(第一四四号)
住民訴訟における応訴費用の公費負担制度の創設に關する陳情書(大津市御陵町三の一大津市議會内北川直三)(第一五五号)
刑事施設法案等の提出反対に關する陳情書(神戸市中央区橋通一の四の三中嶋徹)(第一六六号)
死刑制度の廃止に關する陳情書(名古屋市中区和区山脇一の四七法用渉)(第一七七号)
は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
参考人出頭要求に關する件
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法案(内閣提出第六六号)
日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍

を離脱した者等についての出入国管理特別法案(小澤克介君外七名提出、衆法第九号)

○伊藤委員長 これより會議を開きます。
この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。
理事太田誠一君から、理事を辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。
ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に与謝野馨君を指名いたします。

○伊藤委員長 内閣提出、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法案及び小澤克介君外七名提出、日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。左藤法務大臣。
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法案
(本号末尾に掲載)

○左藤法務大臣 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した日韓・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫が多数在留しておりますが、これらの人々の我が国社会における定住性がますます強まりつつある今日、これらの人々が我が国の社会秩序のもとでできる限り安定した生活を営むようにすることが重要であると考えられます。特に、在日韓・朝鮮人の法的地位等の問題については、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定に基づき、韓国政府との間で、昭和六十三年以来累次にわたり協議を行ってまいりましたが、本年一月の海部内閣総理大臣訪韓の際に協議は決着し、その内容を取りまとめた覚書に日韓両国の外務大臣が署名いたしましたところであります。

この法律案は、右に述べた経緯を踏まえ、在日韓・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、これらの人々の法的地位のより一層の安定化を図るため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めることを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要点につきまして、御説明申し上げます。

第一は、これら対象者について、特別永住者として本邦で永住することができるとする資格を設けることとあります。その第一点は、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法に基づく協定永住者など、この特例法施行前から既に永住許可を受けている者などにつきましては、法施行後は特別永住者として本邦で永住することができるものとします。第二点は、法施行後に新たに出生した者などにつきましては、申請に基づき特別永住者として永住することを許可することとし、その申請受理等の手続は、市区町村の長において行うこととするものであります。第三点は、法施行前から引き続き在留している者で、定住者等の在留資格をもつて在

留する者につきましては、申請に基づき特別永住者として永住することを許可することとし、その申請受理等の手続は地方入国管理局において行うこととするものであります。

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、再入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするのとあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 小澤克介君。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案

〔本号末尾に掲載〕

○小澤(寛)議員 日本社会党・護憲共同を代表し、日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等、すなわち、いわゆる在日韓国・朝鮮人及び在日台湾出身者の方々の法的地位の問題は、我が国が過去の歴史に対する深い反省のもとに解決していかなければならない重要な課題であります。

まず、在日韓国・朝鮮人の方々につきましては、これらの方々は、日本による植民地統治によって生活基盤を奪われ日本本土へ移り住むことを余儀なくされた人々や、強制連行によって日本本土に連れてこられた人々及びその子孫であり、今や、我が国に在留する外国人の中でも最も定住性が強く、日本社会の一員として日本国民と同等の義務及び負担を負っているところであります。したがって、その法的地位について、他の外国人よりも安定的なものとされるべきことは当然であります。とりわけ、再入国の許可に関しては、これらの方々の生活実態からして、日本国民の海外渡航と同様に扱うべきであります。

また、在日台湾出身者の方々に対しましては、日本が台湾を植民地とした経緯等にかんがみ、在日韓国・朝鮮人の方々と同様な措置を講ずるべきであります。

以上のような観点に立ち、本法律案を提出した次第であります。

この法律案の概要は次のとおりであります。

第一は、平和条約締結後在留するもの及び平和条約締結日以後引き続き本邦に在留するもの及び平和条約締結後在留する者の直系卑属として出生し、引き続き本邦に在留する者は、法務大臣によりその旨の確認を受けて、特別永住者として本邦で永住することができるとすることとあります。

第二は、特別永住者の確認手続について手続規定を設けたこととあります。すなわち、確認申請をなし得る期限は原則として本法施行の日から五年とするとともに、申請手続の窓口事務は、申請者の便宜を図り、居住地の市町村の事務所において行うべきものとし、さらに、法務大臣は、右の確認をしたときは、特別永住者確認書を交付するものとすることとあります。

第三は、特別再入国の許可についてであります。すなわち、特別永住者に対しては、その者の申請に基づき、特別再入国の許可を与えるものとするとともに、その有効期間は五年とし、さらに一回に限り有効期間を五年延長することを在外公

館で認めるものとするのであります。

第四は、特別永住者に対する国外退去強制事由及び再入国の際の上陸審査事項について、一般の外国人に対するよりも著しく制限を加えたこととあります。すなわち、特別永住者については、内乱または外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者である場合に限り、退去強制の手続をとり得るものとし、また、再入国の際は、上陸拒否事由についての審査を行わないものとするのであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○伊藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十二日午後一時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 これより両案の質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小澤克介君。

○小澤(寛)委員 法務大臣にお尋ねいたします。政府提出案について順次伺います。

本法案につきましては、いわゆる在日韓国・朝鮮人の三世問題についての日韓の合意を契機にいたしまして、さらに一、二世、それから歴史的経緯を同じくする朝鮮籍あるいは台湾籍の方々についてもこれを均てんをするということから今回の特例法案が提出されるに至った、そのように理解をしているわけでございます。

ところで、この問題につきましては、まず、過去における我が国日本の植民地支配の結果として生じた事象でございますので、これはやはり日本自体の問題として解決すべきであった問題ではないだろうかと思っております。第二に、これは何とい

いましてもうこういった方々の人権保障という観点から安定的な法的地位を保障すべきである、この二つの観点から、これは我々の問題として、外国政府との交渉にまつまでもなくも早期に解決すべき問題ではなかったか、このように思います。が、この点について法務大臣いかがでしょうか。

○左藤国務大臣 お話しのようによ、平和条約締結後かなりの年月がたつておるわけでありまして。そういう意味におきまして、もっと早くできればこういった問題について話し合いを進めていくべき性格のものであったと思っておりますが、両国の政治情勢とかいろいろなことから今日まで延びてきたと私は思います。

最近になりまして両国のそうした意味の話し合いを進める場ができてきたことは非常に喜ばしいことであり、遅まきであるというふうな御批判は確かにあると思いますが、現段階においてこの問題を話し合いを解決していくというところから本法案を提出したという経緯もございまして、私は、その点を御了承いただきたいと思います。

○小澤(寛)委員 私は、この種の問題は他国政府との交渉に基づいてやむを得ず行うというべきものではないのではないだろうかというところで、基本的に批判を持つものでございまして。とりわけ法百二十六号、この二条六項の規定でございますが、この二条六項に該当する方々は、「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ。」と在留資格がないという規定に今日まで置かれてきたわけでございまして。「在留資格を有することなく本邦に在留することができ。」というのはいずれにしても、極めて不安定な状態に今日まで置かれていた、こ

のことは十分批判されてもやむを得ないのではないだろうかというふうに思うわけでございます。

そこで次の質問でございますが、政府案の「目的」でございますけれども、この法案の「目的」が極めてそつけないというか、ことになっております。なぜこの特例法案を定めなければならぬのか、そのことをやはり目的としてきちんと書き込むべきではないだろうか。確かに法案の趣旨説明には若干の言及があるわけですが、何も、何となく、ひっくり返して見なくても、六法を眺めればこの法律の目的が明確にわかるということではなからぬのではないだろうかと思つてございまして、過去の歴史的経緯、そしてそういった歴史的経過の結果、日本における定住性が強まっている、こういった方々の生活の安定に資するためであるということも、明確に「目的」として、どうも、たまたま、あるいは、そもそも、そういう目的ではないのかどうか、そこについて明らかにしていただきたいと思つております。

○股野政府委員 ただいま委員御指摘の、この法律案の制定に至りますその基礎にある考え方というもののについては、ただいま委員御指摘のありましたとおり、これらのこの法案の対象となられる方々につきましては、歴史的な経緯、それからまた日本における定住性というものを踏まえた考え方になっておりまして、その点はまた先ほど大臣から申し述べられました提案理由、さらにはまた法案の中にあります「理由」というところにも記してある次第でございます。その点はこの法律のまさに基礎となっている趣旨でございます。

それではなぜその法案の第一条の「目的」というところにそういうことについての言及がないのかというお尋ねでございます。

この点は、私も立法技術的にいろいろ考えまして、この法律というものは、ただいま申し上げました歴史的経緯と定住性を有する方々についての法的な地位にかかわる問題を定めるわけでございまして、この法律は、その一般法でありますところの入管法、この特例を定めるという内容に

なっております。この対象になられる方々の法的地位についての一般法あるいは基本法というふうな考え方ではなく、この方々たちの入管法上の取り扱いについての特例を定めるという、対象範囲が限定された内容になっているというところがございましたので、その意味で、この法律について特例法であるという趣旨を明らかにするという書き方をさせていただいたわけでございます。

そういう意味で、その趣旨の基礎にあるものが、委員御指摘のとおり、これらの方々の歴史的経緯及び定住性というもののについて、これらの方々の本邦における生活の安定に資するという考え方があるということは、これは我々まさにその考え方に基づいてこの特例法案をお諮りしている次第でございます。

ただ、第一条の「目的」の書き方につきまして、ただいまのように一般法ではなくて、別途一般法であるところの入管法の特例を定める、そういう観点で、対象となります事項が限定的な事項であるということから、このような表現をさせていただいた次第でございます。

○小澤(元)委員 入管法との間で一般法と特別法の関係に立つ、したがって特別法が優先適用されるという法技術的な事柄はよくわかりましたけれども、やはり目的というものは、その法を適用する際の基本理念になるわけでございまして、なぜこの特例を、そのような一般法に対する特別法を定めなければならないのか、あるいは定めるべきであったのかという、その趣旨、目的をやはり明確にしておくべきではないだろうかというふうに思っています。このこともやはり批判を免れないことであることをご指摘しておきたいと思つております。

今のお答えの中で、特に記載はしてないけれども、この法案の目的といえますか、底流には、一定の歴史的経緯を有する方々で、しかもその歴史的経過に起因して日本に定住するに至った方々、そしてその定住性がますます強まっている方々に對して、その安定的な生活を保障する趣旨であるということこそはそういうことかなと思つていただけます。

が、そのことは間違いないでしょうか、一応御確認したいと思つております。

○股野政府委員 冒頭、大臣からの提案理由の御説明の中にもございましたように、これらの方々の歴史的経緯と日本における定住性、こういったものを十分勘案いたしまして、これらの方々の本邦における生活の安定に資するということがこの法案の基礎となっている趣旨でございます。

○小澤(元)委員 では次に、政府案のこの対象者でございますが、これまでの政府の考え方といたしましては、平和条約発効によってこういった旧植民地出身の方々が国籍を、いわゆる日本国籍を喪失した、「離脱した」という表現ですけれども、それまでは形式的に言えば日本人であつた、こういう御理解だということに認識しております。そうであるとするれば、基本は、この平和条約発効時に日本に在在して以後日本に在在していただいたというのがむしろ基本ではないだろうかと思つていただけます。そのようにしなかつたのはいかなる理由によるのでしょうか。

○股野政府委員 この点につきましては、これまで私も、この法案の背景にありますところの、昭和四十年にできました日本と韓国の間において締結された在日韓国人の方々についての法的地位協定の問題でいろいろな考え方というふうなものも整理してまいりまして、その積み重ねの上でこの法律も考えさせていただいた次第でございますが、従来からの物の考え方として、こういう日本における特別の法的地位というものを認めようという方々については、やはり終戦前から引き続き日本に居住しているという方々を対象にする。終戦があつて、そしてやはりそこで一つの歴史の区切りがあつた。したがって、やはりそのとらえる時点は終戦ということが基礎にあるという考え方、前回の日韓法的地位協定の際もその考え方で臨んだ次第でございますし、その同じ流れに乗つて、今度も終戦前から引き続き本邦に在留しておられる方を対象にする、またその方々の子孫という方を対象にする、こういう考え方をとら

せていただいている次第でございます。

○小澤(元)委員 終戦前において本邦に居住を開始した人に限定するという趣旨は、私の理解では、この方々が何となく好きで自分の生まれ故郷を離れて日本にやってきたわけではなくて、日本の植民地支配に起因して、その結果としていろいろな要因から日本に居住せざるを得なかつたということがその背景にあるのであらうというふうに思っています。したがって、日本の植民地支配が終了いたしました終戦時、終戦時を宣言受諾のときにするからあるいはミズリー号における降伏文書調印にするかはともかくといたしまして、いづれにしても、既に植民地支配が終了した後に、なつて本邦に入つてきた人については、たとえその時点で形式的にはまだ日本人であつたとしても、もはや特例的に扱う必要はないであらうということとは、私もそれなりに理解できるわけでございます。しかし、その植民地支配の結果、植民地支配に起因して日本に流入いたしますか居住を開始した方々を特例的に扱うという趣旨を貫けば、その後、終戦後一時帰国したけれども、しかし既に日本国内に居住の本拠があつて、かつて本邦にはもはや居住を継続する条件がなかつたためにやむを得ずまた戻つてこられた方々、この方々もやはり日本の植民地支配の結果として日本に定住せざるを得なかつた方々の範疇に入るものでありますから、当然この特例的な取り扱いの対象に含めるべきだと思つてございまして、けれども、一時帰国者を排除したのはどういう理由によるものでしょうか。

○左藤國務大臣 いわゆる一時帰国者ということになりますと、終戦後自分の意思で本邦での在留をやめて本邦に帰られたものである、こういう方々で、終戦前から引き続き本邦に在留する者としての歴史的な経緯はないので、特別法の対象とすることは適当でない、このように考えたわけでございます。

なお、終戦後、占領中は本邦への引き揚げは可能であつたわけですが、本邦での入国が非

常に厳しく規制されておりますので、その後入つてこられた方というのはほとんど不法入国の方々、こういうふうには言わざるを得ないわけでございます。

○小澤(克)委員 確かに自分の意思で一人は本國に引き揚げた。しかし、先ほど言いましたように、日本の植民地支配に起因いたしました。本國ではもはや居住を継続する条件がなかった。むしろ日本に居住するしかないということと再び舞い戻つてこられた方々、これはやはり日本の植民地支配の結果のうちに当然含まれると思つてでございます。したがって、これはやはり特例的な扱いをしなければ、その安定的な生活を保障するといふ、人権保障の観点からいって欠けるのではないかと思つてでございます。いかがでしょうか。再度答弁願ひたいと思ひます。

○股野政府委員 政府案の基礎になつております考案方は、ただいま大臣から申し上げましたとおり、終戦前からの引き続きの居住ということとを要素と考へることによつて法案を規定させていたでいてるわけでございます。

ただいまの一時帰國者の問題につきましても、これまで法務省当局としてもいろいろ考へてまいつた次第でございますが、新しい特別の法的な地位をここで認めるという方々をどの範囲でこの対象者とさせていたかといふこと、いろいろ考へた次第でございますが、先ほど申し上げましたような、従来からのこの問題に関する考へ方として、政府が、終戦前から引き続き居住をしていふといふことを一つの要素としておりますので、その考へ方によらせていただいたわけでございます。

なお、戦後の一時帰國者の方々についての日本における待遇につきましては、昭和四十年当時の日韓協定の締結等に関連して法務大臣が聲明がなされて、在留を特別に許可し、また申請があつた場合にはその方々の在留状況も勘案した上で永住も認めるということで、一般永住への道を開いていふことが、我々法務省当局としてこの問題について出した一つの結論であり、方針でございます。

ございましたので、その方針にこの法案もよらせていただいているということでございます。

○小澤(克)委員 私としては納得できるものではございません。昭和四十年六月二十二日の法務大臣聲明も、このような聲明を出さなければならなかつたといふことは、一時帰國者といへども、先ほどから繰り返してありますが、日本の植民地支配の結果として日本に居住せざるを得なくなつた人々、そして日本に居住性を強めてきた方々といふことがその理由であらうかと思つてでございます。そういったしますと、単に一時帰國したからといふ理由でこれを除外するといふことは、私はやはり不合理であらう、人権保障という観点からいって欠けるものではないだらうかと思つて、わけでございます。このような批判があるといふことを指摘しておきたいと思ひます。

次に、第三条でございますが、これは法定特別永住者ということで、第三条に規定してあります要件に該当する者は当然にこの特別永住者たる地位が付与される、こうなるわけでございます。これについては、このような考へ方も成り立ち得るかと思ひますが、権利保障という観点からすれば、やはり本人の意思にかからしめるのが本来の姿ではないだらうか。この方々は、かつて本人の意思とは無関係にある日突然、日韓併合条約あるいは日清条約ですか、下関条約ですかによつて本人の意思と無関係に、好むと好まざるにかかわらず日本國籍を強要され、そして今度は平和条約発効によつて本人の意思とは全く無関係に、これまた本人の好むと好まざるにかかわらず日本國籍を剥奪された、こういう方々でございます。ここでまた本人の意思と無関係にこのような特別永住者としての取り扱いをするといふことは、終始一貫して本人の意思を無視することになりはしないだらうか、やはり申請主義をとるべきではないかと思つたかと思つたのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○股野政府委員 御指摘の第三条については、法定特別永住者として法律によつて新しい地位を得

られる方々が規定してあるといふのは御指摘のとおりでございますが、私どものこの規定をつくりました考案方は、この方々の中に、例えば日韓の法的地位協定に基づいての協定永住許可を得ておられる方、あるいは特別永住という形で永住許可をとつておられる方々が含まれておるわけでございます。したがって、これらの方々について、そのそれぞれの許可をとられるに当たりまして、申請をしていただけて許可をさせていただくという手続をかつてとらしていただけていふことがございまして、その経緯が一つあるといふこと、それから、この新しい特別永住者という資格は、一つの法的地位としては該当事の方々にとつて大変優遇された地位をつくるものになるという観点から、そういう意味で御当人たちにとつていふ内容のものである、今までの法的地位をさらに安定的に有利なものにする、そういう内容でもあるといふことから、これらの方々については新たに手続をとるといふ、いわば手間をもう一度おかけすることを省かしていただけて、しかもその内容がよい内容であるといふことで、こういう法定の特別永住者という方々についての規定を設けた、こういう考へ方でございます。

○小澤(克)委員 客観的に見て、この特別永住者たる地位が本人にとつてより有利といふますか安定的なものであることは間違いないと思ひますが、しかし人はさまざまございまして、自分は大韓民國の國民である、あるいは朝鮮民主主義人民共和國の國民である、そのことに自己のアイデンティティーの基本を置いておられる方にとつて、主観的にはこのような特別な地位など特に与えてもらいたくないといふことをお持ちの方も当然いらっしゃると思つたのです。それはそれで、客観的には有利な地位だから取得するのが当然だといふふうには思われるかもしれませんが、人々はそのようにただ結果の合理性だけで行動するものではないと思ふので、そのような意思は意思としてやはり尊重するといふ哲学が必要なのではないだらうか。一定の要件に当たる人たちは当然

然に一定の運命に従はせるといふようなことは、たとえ本人に有利だといふ善意から生じたものであつても、やはりどこかで人を管理しようといふ思想のあらわれではないだらうかといふふうにも思つてございまして。この点もやはり批判を免れないといふことを指摘しておきたいと思ひます。

それから第四条でございますが、これは法定ではなくて許可に係る特別永住でございますが、ここで「出生その他の事由により」といふ「その他の事由」といふのは、具体的にどんなことが想定されるのでしょうか。

○股野政府委員 「出生」の場合は、文字の示すとおりでございます。「その他の事由」といふは、御両親について一方の親が日本人でおられるといふ方々がおられます。最近特に在日韓國人あるいは朝鮮人等の方々と日本人の方々と結婚される方々の数が多いといふ事情がございまして、そのうちありますと、これらの方々、日本人と韓國人の方々あるいは日本人と在日朝鮮人の方々の結婚の場合の子供さんが二重國籍といふ問題が起つてまいります。特に韓國の場合に、そういう点でこれは選んでいただく必要が起つてまいるわけでございますが、この韓國の方々の場合につきましても、二十二歳になるときにいずれか一方の國籍を選んでいただく。そのときに、それまでは日本人としての國籍を持つておつたのですが、日本の國籍を離脱されるという選択をされると、そこで外國人になられます。そこで外國籍の選択をされるということを考へて、「その他の事由」といふことでございまして、出生以外に、二重國籍の方々が外國籍を選択されたといふことを想定した事態でございます。

○小澤(克)委員 四二二項でございますが、六十日以内に許可申請をした場合は法務大臣は許可しなればならない、強制的に許可をすることになるわけでございますが、これは六十日を経過した場合はどうなるのでしょうか。

○股野政府委員 実はこれは、昭和四十年の日韓法的地位協定に基づきますところの在日韓国人の方々についての特別法の中で、協定永住許可の手續に關してこのような六十日という一定の期間を設けさせていたのだというところがございまして、この場合、出生あるいはその他の事由でとにかく外国人として日本に在留されることになりまして、やはり一定の期間を設けてその中で申請していただきますと、その方の法的地位というものが不安定になりますので、そういう意味で一定の期限を設けさせていたのだということが趣旨でございます。

それでは、もし何かの事情で六十日を仮に超えてしまったらどうかという点は、これは客観的に判断させていただいて、まことにそれはやむを得ない事情があったと判断されるような場合でございますと、その六十日を仮に超えた場合でも、その申請についてはこれを受理して手續をとらせていただくということをしていただくことにいたしております。

○小澤(克)委員 六十日を超えると一般永住とか何とか、そちらの扱いになるということでは必ずしもないのでしょうか。

○股野政府委員 さようではございませんで、やはり特別永住者としての手續をおとり願いたいということでございます。

○小澤(克)委員 そうしますと、この二項の読み方としては、強制的に許可されるための条件として六十日以内というように厳格に読むことではなくて、手続的に六十日以内にしないよというだけのことなんでしょうか。

○股野政府委員 基本的には六十日という期間をぜひ守っていただきたいわけですが、先ほど申し上げましたように、万やむを得ないという事情の場合には、その期間を超えることについても申請は受理させていただくということでございます。

○小澤(克)委員 そこで、これはやはり両親に対する周知徹底が必要であらうと思うのですが、そ

の辺について法の運用はどのように考えておられますか。

それからもう一つ、さかのぼりますが、第三条の法定特別永住者については、これはまさに法定でございますから、何らの手續を経ず観念的には当然にこの特別永住者たる地位を取得するのですが、それがどのように本人に知らされるのか、あるいは外登法上の在留資格の書きかえ等は、具体的に手續はどのようになるのでしょうか、その辺の運用についてお答えください。

○股野政府委員 まず前段の、出生その他の事由で日本国籍でないままに日本で特別永住を得られようとする方々について、これはやはり御指摘のとおり御両親がしっかりしていただくことが大事でございますので、この点は十分関係各方面に周知徹底するよう、当局といたしまして広報それからまた説明に十分努力をさせていただきますと存じております。

それから、後段の御質問の第三条の特別永住者の方々につきましては、この規定で特段の手續をとらずに新しい法的地位を得られるわけでございますが、それでは御本人がそれを例え確認したいというようなときでありましたら、これは随時当局としてももちろん確認をさせていただくということでございます。その場合には外国人登録証にありまます在留の資格の表記の仕方を新しい表記の仕方に変更していただくということでございます。

それからまた、仮に一定の期間特段に何もなしという状況でございまして、例えば外国人登録につきまして五年に一度確認申請の時期が参ります。そのときには確認申請という手續をおとりになりますので、そのときにこの外国人登録証における表記を改めさせていただく、しかし、表記がそのときに改められるというだけでありまして、この法律の施行と同時に新しい地位をもう既に持っておられるということになるわけでござい

ます。

○小澤(克)委員 では、第五条に移りますけれども、第五条は、市町村ではなくて地方入管局にみずから出頭することが要求されているのですが、これは大変不便を強いるものではないかと思えます。なぜこのようにしたのでしょうか。

○股野政府委員 この第五条の該当者の方々に付いては、これは入管法上の在留期間というものをもって滞在をされる方々でいらっしゃると思います。そこで、こういう方々については在留期間の一つの限定がございまして、その意味で、今度は新しい法的地位に移行されるについては、ひとつ御本人で入管局に御出頭願って、そして新しい手續をとっていただく。これは、そうでありま

と、今持っておられる在留資格というものは一般の入管法上の在留期限のある資格になっておりますので、その点をきちんとさせていただく必要があるというところでございまして、その点でこれは入管局の方で、在留期限のある在留資格をこの新しい特例法上の地位に移行するための手續をお願いするということをしていただいた次第でございます。

○小澤(克)委員 次に、強制退去でございますけれども、ここにいる入管法一般法に比べれば相当程度強制退去事由が限定されているわけでございまして、しかし基本的には、我が国にとって好ましくない人物は出ていっていただくまいし、こういう考え方に立っている。入管法一般法の基本的なスタンスは、それ自体としては変わっていないと思うわけですね。ただ、その事由を絞り込んだという考え方はどう思われます。

しかし、先ほどから繰り返して言っているような歴史的な経過に立つ方々、すなわち日本の植民地支配の結果として本邦に定住せざるを得なかった方々で、しかもその法的地位が、本人の意思とは無関係に、いわば翻弄される形である日本国籍を押しつけられ、後に今度は日本国籍を剥奪された、こういった歴史的経過にかんがみれば、好ましくない人だからといって強制退去にすると

いうことは、やはり基本的な間違ではないだろうかと思われたい。もちろん日本国の刑罰にきちんと服していたわけではございますので、それでもって罪はもう償われた。したがって、好ましくない人物は追放するということではなくて、日本国に居住することと基本的に相矛盾するような行動のあった者だけ、具体的に言えば内乱、外患というような極端なケースのみ強制退去はやむを得ないけれども、それ以外については強制退去としないというべきではなからうかと思うわけですが、この点、いかがでしょうか。

○股野政府委員 この退去強制の項につきましては、ただいま委員御指摘のように、内容的には大変な絞り込みを行っております。その発想法は、基本的に、ただいま委員もお述べになりましたように、これらの対象者の方々の日本における歴史的経緯と定住性というものを十分考えた内容でございますが、この問題については私どもも考えなきやならないと思いましたが、それだけの特別な地位を持たれる方々ではございませんが、やはり最後のところ、日本人の方ではない。日本の国民とそこに一つのやはり線があるということになりますので、その点で考えましたときに、ただいまの内乱、外患という点、これが一つの判断の基準になっておりますが、もう一つ、日本の国家的利益、単なる個人の犯罪とか社会的な問題を起こすというようなところにとどまらないで、日本の国そのものの利益というような観点でやはり大きな問題があるというときには、これはそこで、やはり日本人の方とは一つ違う線というものが、意味が出てくるものではなからうかという観点で、しかし、さはさりながら、そういう観点でも特段の絞りをかけた内容ということで、内乱、外患以外に二つの項目を設けていただいている次第でございます。

○小澤(克)委員 その点については、やはり基本的な発想がまずいのではないだろうかというふうに思います。

それはともかくといたしまして、第一項の三号、四号で、「法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害された」、三号については「外交上の」というのがありますが、この「重大な利益が害された」というのは具体的にどのような場合を考へ、どのような基準で運用することになりましょうか。

○股野政府委員 まず、先ほど私、内乱、外患以外に二つの項目と申し上げましたが、国交に関する罪という規定も含めまして三つの条項が、この第九条の中には第一の内乱、外患以外に、二、三、四と三つ設けてありますので、合計で四項があるわけでございます。

その中で、今委員御指摘の日本国の重大な利益を害したもののというのはどういふものかという点でございますが、これは先ほど申し上げましたように、犯罪というものが単なる個人犯罪とか社会的に見て重大であるというところとどこまらなないで、もっと我が国の国家としての重大な利益が侵害される、こういうところまで考えなきゃいけない。

そうすると、ではそれは具体的にどういふことになるだろうかというところで考えてまいりますと、例えば国の中枢機能を破壊するような目的で、例えば爆発物取締罰則に違反するとか交通機関である電車、汽車等の転覆を行うとか、殺人、放火というような罪をする、そして無期または七年を超える懲役または禁錮に処せられる、こういうような限定を付しているわけでございまして、通常テロリストと言われるような者の行動がこういうことに当たるといふふうに考えております。

○小澤(克)委員 きょうは再入国許可を中心にお尋ねするつもりだったのですが、残り時間が少なくなりましたので、他の委員から主としてお尋ねがあるかと思いますが、この再入国許可に関して、この特例法は第十条で極めてあっさりとして、ただ最長期間を一年を四年と延ばしただけで、それ以外には何ら特例的な取り扱いになっていないわけ

でございます。これは私は、この政府案の決定に十分どころではないだろうか、むしろ欠陥法案ではないだろうかと思うわけでござい

す。というのは、こういった方々にとって、まさに日本に定住しておられる方で、生活の本拠が日本にある、経済的基盤も含めて、あるいは社会的な地域とのつながりとか人とのつながり等々、すべて生活の本拠が日本にあるわけでございまして。この方々が本拠を日本に再入国をしようとする、法律構成としては確かに外国人でございしますから、出国をしまして外国人として入国をしようとするということになるのですが、実質的にはこれは、一たん外国に出るけれどもまた生活の本拠に帰ってくるという、社会的な事実としてはそのような事態になるわけでございします。

そこで、再入国許可を得られないままに出国いたしましたものと、この特別永住権というものを放棄せざるを得ないことになるわけですね。ということでは、この再入国許可というのには事実上、実際の機能としては出国許可にはならないと思うわけでございします。まずその点について、そのような御認識があるかどうか。実際の機能において再入国許可というのには出国許可にはならない、そのような御認識があるかどうか。大臣、いかがでしようか。

○股野政府委員 再入国許可制度につきましては、これは日本で日本に在留しておられる場合の法的な地位というものを保持しておられる方が外国にお出かけになる、そして外国からお帰りのになるときに、新たな入国手続に関する法的な手続をとるときに、新たな入国手続に在留しておられた法的な地位というものをそのまま継続することができ、この再入国許可の制度の趣旨はこういうこと

でございます。したがって、もし再入国許可をおとりにならないうで出国されてしまいますと、確かに今度は新たに日本へ入国される手続が必要になってくるという点があるわけでございしますが、委員御指摘のと

おり、この法律案そのものは、これらの対象となられる特別永住者の方々に對しての日本における生活の安定ということを促進する、そしてそれに役立つようにしようという趣旨でございします。で、再入国許可につきましても、その運用に当たってはやはり十分その点を踏まえた内容にしていこうと思っております。この法律案は、規定の上では確かに有効期間、再入国許可をもって出国しておられることのできる期間についての規定になっておりますが、そもそもそういう規定を設けました理由も、ただいま申し上げましたようなこれらの方々の日本における法的な地位を安定的なものにするという、この法律の趣旨を十分生かした運用にしていこうという考えでございします。

したがって、そういう点で、規定は有効期間の内容の規定になっておりますが、その基礎に流れるものはそういう考え方でございします。

○小澤(克)委員 私は運用論をお尋ねしたのではなくて、この特別永住者にとって再入国の許可を得るというところは、その事実上の機能は出国許可にはならない。なぜかといいますと、外国人ですすからもちろん出国はいずれにしろできるわけでございしますが、再入国許可を得ないままに出国すれば、この特別永住権というものを放棄せざるを得ない。喪失せざるを得ない。その実態に着目すれば、再入国許可というのには出国許可にはならない、機能としてはそのような機能を持つものだという御認識を保持しておられるかどうかということをお尋ねしたのであります。

○股野政府委員 先ほど申し上げましたように、この再入国許可を得られて国外に出られます場合には、それまで保持しておられた法的地位というものは継続されるわけでございします。で、再入国許可がその法的地位が継続されることの一つの担保の手段になるのは事実でございします。そういう意味で、海外へ渡航されるというときに、この再入国許可の制度が日本における法的地位の保障という点と裏腹の関係と言ってもいいぐらいに重要な意味を持つものであるというふうには、十分考

えられるところでございします。

○小澤(克)委員 この点について詳しく過去の例なども引いてお尋ねしたかったのでございします。時間が参りましたので他の委員に譲りたいと思います。終わらせていただきます。

○伊藤委員長 小森龍邦君。

○小森委員 今回のこの特例法の提案の基本的な趣旨は、先ほど大臣の提案説明なりあるいは先ほどの小澤委員の質問によって概略のところその傾向が理解されるわけでありますが、この際、さらに突っ込んでお尋ねしておきたいと思ひます。は、本年の一月、海部総理が韓国を訪れました。昨年の春は盧泰愚大統領が我が国を訪れました。そしていろいろと具体的な詰りが行われたわけでありましたが、その基本的な精神、盧泰愚大統領の方の基本的な気持ちというものは、国会演説を通じて私は理解することができました。それは、過去の不幸な歴史の事実を神様といえどももう一度繰り返してもとに戻すことはできない、要はこの真実をいかに認識をするかだ、人間は高度な頭脳を持った動物ですからこれを認識すれば過ちを繰り返さないように努めることができる、こういう意味で、被害者の側からすれば極めて包容力のある考え方の提示であつたと思ひます。我が国はそういった状況に對してもう少し立ち入って、精神的基調といふか、外交的姿勢といふか、そういうものにつままして外務省の方から簡単に答えをいただければと思ひます。

○竹中政府委員 お答えいたします。

さきの総理の訪韓の際でございしますが、総理より、盧泰愚大統領夫妻主催の晩さん会におきましてスピーチを行いました。そのスピーチを通じて過去に関する政府の基本的な考え方を述べたになりましたので、そこにつき、若干そのテキストをここで読み上げたいと思ひます。

私は、大統領閣下の御訪日の際、不幸な過去について反省とお詫びの気持ちを申し述べましたが、このような歴史認識は、我が国民が等しくともにするところであります。過去を忘れ

ず、その反省を現在に活かしてこそ、豊りのない未来への視野が開けてくるのであります。

このような視点から、私は、我が国の最も近い隣国である貴国の歴史や文化や社会について、また我が国と貴国との関係について、我が国民の理解を一層深めるよう努力する決意であります。

これが関係の部分でございます。

なお、総理は、韓国滞在中に、過去に対する率直な反省と正しい認識をみずから示そうとの思いから、一九一九年三月一日に起きた独立運動の記念地でございますパゴダ公園を歴代総理として初めて訪問され、独立運動に身をささげられた方々の御冥福を心から祈り、花輪をささげられました。

○小森委員 この点につきましては、そういうことによつて我が国のかつての植民地支配に対する反省の気持ちというのが示されておると思いますが、この際大臣にそのことに関係してお尋ねをします。

日本の植民地支配というものは非常に過酷なものでございます。私は韓国も、そして通称北朝鮮と言われている朝鮮民主主義人民共和国ともにも訪問をした経験がございますが、そこらの歴史館、歴史博物館のようなところに行きますと、かつての寺内正毅、ここは第三代目の統監でありましたが、日韓の併合というか、これを完全に植民地化してしまつたときのこの人の言葉の中に、朝鮮人は我が国の法規に屈服するか、あるいは屈服しなければ死を選ぶかといふ、こういう、韓国、朝鮮人にとっては非常に屈辱的な言葉が吐かれておりまして、それが歴史館などに書かれておりますし、また日本の文献にもそれは明らかであります。

それから、寺内さんのことばかり言うようではあります。韓国を我が国に完全に取込んでしまつた一九一〇年八月二十一日の夜の、日本の政府側から言えば祝宴の会でありましたが、そのときに次のような歌を彼が詠んでおります。小早

川、これは小早川隆景のことです。加藤、加藤清正のこと、小西行長のことも出まされて、「小早川 加藤 小西が世にあらば 今宵の月をいかに見るらむ」。本当に胸の締めつけられるような過去の日本の歴史というものがあつてあります。

そういうものの上に立つて、先ほど我が党の小澤委員が質問をいたしました精神的基調というものが大事だといふことがあるわけですが、この際、閣僚の一員として、左藤法務大臣、こういった歴史の不幸なことが行われたといふことを、この法案提案に絡んでひとつ心境のほどを尋ねておきたいと思ひます。

○左藤閣務大臣 私は、日韓のいろいろな過去の歴史の中におきまして、今お話がありましたような豊臣秀吉が二度にわたつて朝鮮半島にいろいろ大きなつめ跡を残した問題、そのころから非常に、何といひますか、朝鮮支配というふうな、朝鮮の国民にとつてはたまらないようなそういう考え方が日本のそうした一部の人間の中に強くあつて、そして明治になつてからも同じようなそういう問題が残つてきたといふことから、今御指摘のようないろいろな問題が生じてきたのじゃないか。

これまで日本政府としましては、何度も機会をとらえて明らかにしてまいりましたように、過去におきます我が国のそういう行為、これが朝鮮半島だけじゃなくて近隣諸国、国民に大きな苦痛と損害を与えてきたといふことについて深く自覚して、再びこのようなことが起こらないようにといふ反省と決意に立つて我が国は平和国家としての道を今日歩んできたわけでございますが、そういったことにおきます、特に朝鮮半島におきます日本の植民地支配というものが三十六年間に及んだことにつきまして、今申しましたような感を非常に深くするわけでございます。

○小森委員 本日の審議は、日本社会党・護憲共同の提出をいたしました案も同時に審議をいたしておるわけでありまして、この際、提案をして

いただいた小澤委員の方から、政府の考え方をたいていま聞き取つた段階で、どの点がもう少しこの歴史的な事情にあつた問題の解決を図りたいといふ、その社会党案の特徴的なところをひとつつかいつまんでもう一度御説明をいただければと思ひます。

○小澤(克)議員 社会党案について御説明申し上げるわけでございますが、便宜政府案との主な違いについて御説明するのが御理解が早いだろうと思ひます。

第一点は、一時帰国者も対象者として含めていふ点でございます。第二点は、本人の申請によつて特別永住者たる地位を付与するといふ申請主義をとつていふ点でございます。それから第三点は、強制退去事由について、内乱、外患の罪を犯した者に限定していふ点でございます。それから第四点として、これが最大の問題点だろうと思ひますが、再入国許可に關して特別再入国許可制度というものを新たに作りまして、日本人における旅券発給とほぼ同じ要件で法務大臣が裁量的にこれを許可しなければならぬといふ点でございます。

以上でございます。

○小森委員 一時帰国者の問題に關して、先ほどの社会党の答弁を得てさらに政府側にお尋ねをしますが、八月十五日に我が国がポツダム宣言を受諾した。このときはかなり情報が乱れ飛んでおりまして、ポツダム宣言そのものが何かといふことを私が生活してきておつた周辺はよくわからなくて、中学へ行つておるのだから小森君に聞くのかといふことで、私は近所の人から聞かれたことがございまして。私自身もよくはわからなかつた。

そういう大変な混乱をしておる時期、当時の在日朝鮮人は、急ぎ祖国に帰ることが自分の幸せだ、こう思つて移動した人もいます。しかしながら、それは十分に自分の祖国の社会的な状況なり日本のこれからの社会的な動きなりといふものを理解せずに、いわば物がよくわからない

がための冒険的な、衝動的な行動であつたと思ひます。

しかし、考えてみると、植民地支配がもたらしたその後の状況というものが、そこからも実は植民地支配がもたらしたことの継続であります。要するに、一時帰国者の問題が私から見ると十分に細かく配慮されてない、こういうことを思うわけでありまして。そういった人たちの身になっていふか、そのときの状況に深く思いをいたして考えねばならぬと思ひますが、いかがでしようか。

○股野政府委員 一時帰国者の問題について、たいてい委員の御指摘のようないろいろな歴史的な経緯がございました。その問題について日本国政府としてどう対応するのかがいいか、また韓国側との間でいろいろなお話し合いもございまして、この経緯についていろいろな考え方を従来検討した結果が、一つの考え方として、終戦前から引き続き居住するといふところで特別な法的地位を認める。しかしながら、戦後のそういういろいろな難しい時期に一時帰国されてまた日本に戻つてこられた方々について、先ほど申し上げましたような昭和四十年当時の法務大臣声明等でできる限りの日本国政府としての配慮をしよう、こういう考え方です。一つの従来からの考え方を踏まえた、終戦前から引き続き居住しているといふ点を基準にさせていただきます。

しかし、今の一時帰国者の問題につきましては、やはりこれは従来どおり十分の日本政府としての配慮は行つていくべきものと考えておるところでございます。

○小森委員 今私が心配しておりますようなケース、そういうケースにかかわる方の数字を政府は掌握されておるかどうか。数字を掌握されておれば、そのケースに該当する人の数はおおよそどれくらいか、わかればひとつお知らせいただきたいと思います。

○股野政府委員 ただいま委員の御指摘にもございまして、終戦後の大変難しい時期に日本と韓国との間での人の動きがあった状況でございまして、残念ながら我々もその具体的な数については統計を持っていないという状況でございます。

○小森委員 この際、これに関係をいたしまして人権擁護局長にお尋ねをしたいと思います。

人権行政というのは、これまでずっと議論をいたしまして、物を簡単に、単なる法制的な制度だけでなくて、人々のよって立つ社会的基盤とその人の歴史的な経過というものをよく考えた上で、手厚く判断をしなければならぬと私は思っています。仮に、先ほどの話であります、このときに、祖国へ帰ることが幸せだ、今まではことに不運な不幸な日本の植民地支配に翻弄されたという中で帰ったが、中身は向こうも政情が安定していなかった。特に連合国アメリカのそのときの統治政策が、旧来の政治の枠組み、行政のシステムを最大限に使って政治を行うというふうな方針がありましたために、言うなれば戦争犯罪者、日本の戦争犯罪に協力したような者もちゃんとその地位が保障されるというふうな状況の中でありましたから、戦争が終わって、祖国へ帰ったら幸せになると思ってたがうまくいかなかったという人がおられることは想定されるのであります。

日本の植民地支配で以前私が人権擁護局長に質問したら、木で鼻をくくったような答弁がありまして、さらにどういう我が国の罪状が、罪状という言葉が、植民地支配のまことにむちゃなことが行われたかということの中に、一つは教育の問題、つまり文字が奪われるという過程の問題が出てきたと思いますが、文字を奪われていて、戦争に負けた当時の諸外国の事情なり自分の祖国の事情なり十分に判断できない者がそういう衝動的な行動に出て、またそこで運命に翻弄されるということがあり得たと思うのであります、人権擁護局長としてはそういう点をどういうふうに思われるか。

ますか。

○篠田政府委員 先ほど来問題となっておりまして我が国の韓国、朝鮮に対する植民地支配時代において、いろいろな御不幸な出来事があったわけでございますけれども、ただいまの御質問の、昭和二十年八月十五日から九月二日まで、そういう混乱した時期において、判断することがなかなか難しかった、そういうために、一たん帰ったけれどもまた戻らざるを得なかったという方々については、人権の立場から大変お気の毒と申します、か、そういう感じを深くいたしますけれども、ただ、具体的な事実関係について私も承知しておりませんので、具体的な答えは差し控えていただきたいと思います。

○小森委員 私が法務省人権擁護局に強く期待するところは、各省庁間の問題については大臣を通じていかなる政策も人権ということのかかわりにおいてそれがうまく充足されているかどうかという、行政的な細かい詰めというふうなことが行われなければならないと思うし、特に法務省にあっては、同じ法務省の横並びの局でありますから、法務省が提案する法案等については、特にそういうことについて他の局に人権という角度で、このところはどうだろうかというふうなことがあつてしかるべきだと私は思うのですが、その基本的な人権擁護局の態度というものについて伺っておきたいと思ひます。

○篠田政府委員 委員御承知のように、各局にはそれぞれの所管がございますけれども、法務省全体としてはやはり法務省としてまとまっていかなければならないわけでございますので、私どもの立場からは、人権ということも十分に配慮していただくように、他の局へ常に連絡をとっているとございします。

○小森委員 もう一度人権局長にお尋ねをいたしますが、先ほど来問題にしておるようなことに対して、今提案をなさっておる法律の枠組みの中で救済の余地が何らかの形でありますでしょうか。

○股野政府委員 提案申し上げております政府案は、一般入管法のもとでの特例を定めた特例法になっております。その内容上、その点についての一つの基準というものは設けさせていただいているわけでございますが、この基礎になりますものは入管法でございます。入管法をあわせて運用していく中で、ただいま申し上げましたような、いろいろ御苦労がございまして、方々についての法務省としての最大限の配慮をしていくということであらうかと存じます。

○小森委員 この法案の審議の議論の中でこのようなことが議論されて、しかも社会党の方から対案ともいふべき、この点に対する大変な配慮をしたものが出ておるといふこの経過、こういうものをひとつよく考えていただきたいと思います。先ほどの答弁にありますが、最大限ひとつ歴史的な努め跡といふものを早く治癒させるように、そういう努力をされることを強く要請しておきたいと思ひます。

そこで、在日韓国・朝鮮人に対して、これまた人権擁護局長にお尋ねしておきたいと思ひます。在日韓国・朝鮮人の植民地支配による苦しみというものは例えようもないものでありまして、以前部落差別の問題についても若干の議論をいたしましたが、その歴史的経過というものが非常に似通っております。

例えば一九一〇年の韓国皇帝陛下と日本の帝国皇帝陛下との間に一切の権限が譲渡されるといふあの調印が行われた後に、国王とか、それにまつる王族に対してはかなりの国費を支出してこれを待遇する、皇室典範に列するといふような行為が行われ、当時の総理大臣の李完用など六名は侯爵に列せられた。伯爵、男爵等を含めると七十六名、つまり貴族に組み込まれております。だから、上層部をなで下層部を徹底的に収奪していく、こういうやり方でございます。これは、日本の明治の初期にも、圧迫をされた低い身分の者と江戸時代の上層部との関係においてこのような構図が成り立っております。しかし、

余計に、朝鮮半島における日本の収奪というのは、きょうは余り詳しく説明できませんけれども土地政策というものを植民地支配で徹底的に行いまして、前近代的不安定な所有関係とか、そういうものの間につけ込んでどんどん土地を取り上げていった、だから食えなくなつて日本に來る、また日本の労働力のために強制的に権力がこっへ連れてくる、こういうふうな関係になつたわけでありまして。

そういうことからすると、今日の部落差別の場合も、政府は余り慎重に考えていないようでありまして、部落差別の場合だって非識字者が多いのであります。ところが、在日韓国・朝鮮人の中にも、この歴史的経過からいえば相当の非識字者がいると私は思ひます。だから、みずから文字を見て物事を判断するということができない人もいるわけでありまして。そういう人たちの人権を我が人権擁護行政の中で守るということについては、相当の突っ込んだ配慮がなければできないと思ひます。この点については今どういふふうにお考えでしょうか。

○篠田政府委員 私どももいたしましては、我が国との関係で不幸な歴史があつて、韓国、朝鮮の方々が日本語の使用を強制されたり、小学校の児童が日本名を使わされたりといふような、非常に耐えがたい苦しみを経験されたといふ歴史的事実を踏まえて、そういった上でより積極的な啓発活動に取り組んでまいりたいと思つております。例えば、具体的には人権相談とか人権侵犯の申し立てがあればそれに対して対処してまいりますし、それから一般啓発の関係におきましても、昭和六十三年以来国際化社会と人権というテーマを掲げて講演会とかそういうことをやっております。その中でやはり在日韓国・朝鮮人の方々についても問題も取り上げるところでございします。

○小森委員 国際化社会との関係において法務省は啓発をやっておる、こういうふう言われるわけでありまして、しかし、そういう中であつて前

の法務大臣があいいう事件を起こしたのであります。そして私の見るところ、自分のところの大臣に対してその省内にある人権擁護局が果たしてどれだけのこの取り組みをしたか。それはわからぬことではあります。大臣と局長の間で、大臣これはいけませんよ、あなたの考え間違っていますよと言ったか言わぬか、それはわからぬですけれども、外にあらわれたものは、人権擁護局から各地方事務局に通達のようなものが出て、国際化社会だからええようにやりましょうというぐらゐの程度でありまして、今回の自分たちの、自分たちというか政府の閣僚の一員が起こした事件でありますから、今回の事件を踏まえてということがやはりないのでね。

その点については、今回の法案審議に当たって入管局がつくったものについては幾らか出ておるのであります。しかし、そういうことこそ一番に人権擁護局が先頭を切らねばならぬ。その人権擁護局の所管に關して、この前のそういう通達を見ても、ただだれかがどこかで差別事件を起こしたことについてみんなええようにやりましょうという程度の啓蒙の姿勢、そういう程度の姿勢しか出ていないのであります。これは非常に問題だと私は思います。

つまり、文字を日本の植民地支配で取り上げたということについては、例えば朝鮮語の新聞、出版物の刊行を禁止したという事実もあるのです。そういった者がだんだん文字を奪われるのは当たり前なんです。だから、その文字のよくわからないう者が、例えば在日朝鮮人、今日日本に住んでいて、家を借りようと思ってもうまく断られる。それは違ふじやありませんか、それはちよつと不当じゃありませんかとかなかなか対抗できない。入居条件に合いませんと言われても十分に対抗できない。そういうことが一つ一つの人権侵害の事実となつて出ておるわけでありまして、格段の精神的構えというものを持って取り組んでもらわなければならぬ。

盧泰愚大統領が言った歴史の事実を正しく知っ

てこそ、初めて乗り切れる、これは、被害を受けた側からすればもう最大限の包容力のある物の言い方だと私は思う。あの話は、本会議場で私はちよつと涙を浮かべながら聞いたのです。差別を事実受けておる者は、それがびんびんくるるので、ぜひひとつ人権擁護局の方で、私は毎たび人権擁護局に物を言うようですけれども、ぜひそういう考え方で人権擁護の任務に当たっていただきたいと思います。答弁はもうよろしいですから。そこで、先ほど社会党の小澤委員の方から、政府案と社会党案のことについての多少の違いというものについて出てまいりました。強制退去事由それから特別再入国の許可等について、大臣の、どういいますか恣意的な権力行使を最大限抑えてあるとは思いますが、我々の方は、この点を可能な限り客観的に、在日朝鮮・韓国人あるいは台湾人の生活の安定というのを考えますので、心配をしております。もう一度その点についての、客観的に公正を期すという決意のほどを伺いたいと思います。

○左藤国務大臣 お尋ねの点は、特例法案におきまして、その再入国の許可について従来の取り扱いに比べて緩和されているということ、しかし再入国を許可するに当たって法務大臣の裁量の範囲というものがあられるわけですが、それをどういふふうに考えているのか、こういうお尋ねだろうと思います。

再入国許可は、法務大臣が、申請者の我が国におきまます留状況、渡航目的、渡航の必要性及び渡航先の国、それから申請者の国籍及び渡航先国と我が国との関係、それから内外の諸情勢、そういう事情を総合的に勘案いたしまして、その裁量によって与えられるものであります。特別永住者につきましても、外国人である以上、今申しました再入国許可の裁量性ということにつきましてもは変わるものではありせんけれども、特別永住者につきましても、今先生もお話しになりました歴史的経緯及び定住性を有する外国人でござい

ますので、そうしたことにかんがみまして、当初四年を超えない範囲内で許可するということができるようないたしておりまして、その運用に当たっては、今申しました特例法の趣旨を踏まえて再入国の可否を決定させていただきたい、このように願っておるものでございます。

○小森委員 こういった法案は国際的な関係というものが重視されなければならぬので、可能な限り各党が一致をして最終的な結論を見出さねばならない。しかしながら審議の過程においては、それぞれの党の思いというものが最大限に表に出されて、そして最後にそういう思いをお互いが尊重してやるということ、一つの結論が見出されるものと思ひます。

そこで、改めてまたもう一度社会党の小澤委員の方に答弁に立っていただきたいと思います。強制退去事由のところ、政府案と提案をされた社会党・護憲共同の案との違い、そしてその基本的な思想というふうなものについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○小澤(克)議員 お答えいたします。政府案は、先ほど私の質問のところでも申し上げたとおり、強制退去事由についてかなりの絞りをかけておりますが、その発想といひますか、基本的なスタンスとしては、やはり日本にとって好ましくない外国人には出ていっていただきたい。入管法基本法はまさにそのような考え方に立っておるわけでございます。この特例法は、日韓の交渉等の経過を踏まえ、かなり限定を加えていることは事実でございますが、発想そのものは同じ発想に立つものだというふうに私は理解しております。

これに対して我が社会党の案は、先ほど申し上げたとおり、内乱、外患罪についてのみ強制退去事由としたわけでございます。これは党内でいろいろ検討していた過程でも、強制退去は一切行わないようにすべきだという意見もございましたし、またいろいろ運動をしておられる方等の御意見も、そのような意見が強いことも承知しております。

しかしながら、やはり基本的に外国人であるということは厳然たる事実でございます。これを全く日本人と同様に扱うということは、かえって外国人であるという本質、この方々は自分たちは外国人であるということに十分意識をしておられて、そのことをまた自己のアイデンティティーの一つの要素というふうにとらえておられるわけでございますので、この方々を余りにも日本人と同様に扱うということは、逆に外国人を日本人として尊重すべきであるということからすればいか

をいただきたい。私が聞きたい中身は、その手順と同時に、えてして国交のある韓国と国交のない朝鮮民主主義人民共和国との間の、そういう国籍関係の違いによって差別的な扱いが行われるのではないか、今までそうであったのではないかと、う心配がございまして、その点、私の気持ちはそういう意味からの質問でございまして、それを踏まえてひとつ御説明いただきたい。

○清水港政府委員　まず、戸籍上の表示の問題でございまして、昭和四十一年の一月十七日に日韓条約が発効する前におきましては、朝鮮人に関する戸籍法に基づき届け出がされた場合には、在日の朝鮮人が平和条約の発効と同時に日本国籍を喪失して外国人となったという事情にかんがみまして、一律に朝鮮という名称を使用していたところでございます。しかしながら、昭和四十一年の一月十七日に日韓条約が発効いたしましたので、その後におきましては、戸籍の届け出書に国籍を韓国とかあるいは大韓民国と記載し、しかもその届け出書に韓国官憲の発給の証明書がついておるといふような形で戸籍の届け出がされた場合には、戸籍の記載は韓国として記載して差し支えない、こういうような扱いをしておるところでございます。

お尋ねの、韓国の国籍を持つ方とそれ以外の朝鮮半島出身者について何らかの差別をしておるのではないかと、いふようなことでございますけれども、例えば私もが所管しております帰化の問題につきましても、御案内のように我が国には多数の朝鮮半島出身者が生活をしておりまして、もうその生活の基盤も完全に日本にある、しかもその多くの人たちは日本人と身分関係をも持っており、いふような方が多々ございまして、帰化を希望される方も非常に多数あるわけでございまして、そういうような方が帰化を申請された場合には、私どもは、それが韓国の国籍であるか、あるいはそれ以外の朝鮮半島出身者、つまり北朝鮮の方々であるかという点には一切かかわりなく、

我が国の国籍法の定めるところに従って、帰化を許可すべきかどうかという点を判断していくわけでございまして、一例はこの帰化の問題でございまして、そのような国籍と申しますか、出身地の違いによる差別というものは一切私どもはしない、こういう考え方で臨んでおるところでございまして。

○小森委員　現実には、どちらの国に国籍を持っておるかという点で、日本政府の扱いというものが不平等な扱いをしておるといふ不満の気持ちを持っておるといふことも、これは事実なんでありまして、そこを一言きょう一つずつ詰めるというわけにいきませんから、そういう危惧を持っておる、なお一層それはひとつ気をつけてやる、こういうことをお願いをしたいと思っております。

さて、先般毎日新聞に、これは四月四日の新聞であったと思いますが、大きな見出しで「外国人登録原票に「犯罪」法務省、記入を指示 刑務所在監歴など「人権無視」の声」という五段抜きの大きな記事が出ております。ここで法務省入国管理局山崎哲夫登録課長の話として出ておるこのコメントは、このままのコメントとして、文章は略してあるから一〇〇％ではないにしても、趣旨はこういうことなのかというのを尋ねておきたいと思っております。

○股野政府委員　この報道につきまして、その基礎にありますが事実関係をひとつ御説明しながら、今のこの報道についての中で書かれております、その担当課長の話なるものについての事実関係も申し上げたいと思っておりますが、この問題は、そもそも外国人登録法が、その一条にある目的の中に、外国人の居住関係と身分関係を明確にするというところが記されておまして、そこでその外国人登録の目的を達成するために、外国人がどこに居住しているかという居住関係を正確に把握する必要があるということが基礎にあるわけでございまして。

したがって、もし確定判決等で矯正施設に収容された外国人がいる場合には、その点についての

事実関係を把握する上で、矯正施設の長から通知をいただいておりますこととございまして、その通知を受けたときに、登録原票の備考欄に、例えば入監あるいは移監あるいは出監といった事実だけを記載するということを行っているという事実はございまして。これはそもそも、ただいま申し上げました外国人登録法の趣旨が外国人の居住関係を明確にするということに沿って行われたというところでございまして。

新聞報道に出ておりますこの担当課長の発言なるものは、これは非常に正確な表現でございまして、基本的に今の居住関係を把握するというところ、それから外国人登録というものは、今の一般の行政あるいは地方自治体の行政その他において、幅広く外国人の居住関係と身分関係が明らかになるデータとして活用されているんだという趣旨を、たわけでございますが、それがこういうふうな非常にゆがんだ形で報道されたということとでございまして、決して担当課長はここに表現されているようなことを申ししたこととはございません。

○小森委員　矯正局長にお尋ねをしますが、矯正局は、先ほど入管局長が言われたようなことで、矯正施設から入監の通知を市町村に出すということなのか。私の考えは、そんなことをなぜ市町村がデータとして持つておらなければならぬか、これをまず疑問に思うのであります。したがって、その辺のところをちょっとお答えいただきたいと思っております。

○今岡政府委員　お尋ねの、矯正施設から市町村に対して通報という形で外国人受刑者と確定者についてお知らせをしているわけでございまして、これは、やはり先ほどの入国管理局長の答弁にもありましたように、外国人の居住関係を明らかにするといふ法律の趣旨に沿った措置というふうに私どもは理解しております。特に刑務所等に入ります外国人受刑者は、必ずしも居住地に近いところの施設に入るわけではございませんので、そういう意味合いから、入所した、あるいは出所し

たという事実をそれぞれ当該市町村にお知らせしているというにとどまるわけでございまして。それ以上に矯正としては何らの措置もとる立場にはございませぬし、行っているわけではございませぬ。

○小森委員　法務省入国管理局から出ておる書物というか、市町村行政の実務の手引のようなものの中に、外国人登録事務取扱要領というものがございまして。その要領の中の、これは六十三年に出版した文章がございまして、「市区町村において、その在監者に係る原票を保管している場合に限り、これを受理するものとする。」次のところからが私の言いたいところなので、すね。「また、収容に係る居住地変更登録申請は、収容によって居住地が変更された認められないので、これを受理してはならない。」つまり、居住地は変更したという考え方を保持してはいかぬということを書いてあるのです。

しかるに、その市区町村よりも遠いところへ行くから、居住地が変更したんだから、そこをちゃんとしておかなければいかぬ。それはしかし、法務省の矯正局なり入管局サイドでそういう記録は持つておけばよいことであって、市町村に何の必要がありまじょうか。こういう、居住地が変更したとは考えなくてもよいということを言うておるのです。

時間がなくなりました。これはまた別の機会に、こういう場でなくても、私いろいろ聞かせてもらいたいと思っておりますが、このことについてもちょうと一言だけ答えてください。

○今岡政府委員　やはり外国人につきましましては、在留関係等を明らかにするものと資料は、外国人登録原票に基づきいろいろな諸手続だろうと思っておりますが、そういう意味合いで、いろいろ、刑を受けて刑務所等に収容されている者につきまして、場所が移動したというときには、これを当該市町村に通報するということは、外国人登録法の趣旨からして十分であったことだというふうにご覧しております。

○小森委員 時間が来ましたので、これで終わります。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

次回は、来る十二日金曜日午前九時四十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

(目的)

第一条 この法律は、次条に規定する平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫について、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日(以下「平和条約発効日」という。)において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者

二 昭和二十年九月三日から平和条約発効日までの間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であつて、その実親である父又は母が、昭和二十年九月二日以前から当該出生の時(当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留し、かつ、次のイ又はロに該当する者であつたもの

イ 日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

を喪失した者であつて、当該死亡又は喪失がなかったとしたらば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したことになるもの

2 この法律において「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 平和条約国籍離脱者の子

二 前号に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者(当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。)について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の者の出生の時(当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留していた者であつたもの

(法定特別永住者)

第三条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。一次のいづれかに該当する者

イ 附則第十条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(以下「旧昭和二十七年法律第二百六十六号」という。)

ロ 附則第六條の規定による改正前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百十六号)(以下「旧日韓特別法」という。))に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第七條の規定による改正前の入管法

(以下「旧入管法」という。)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

二 旧入管法別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者(特別永住許可)

第四条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する者が、当該出生その他の事由が生じた日から六十日以内に同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。

3 第一項の許可の申請は、居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。)の事務所に自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、特別永住許可申請書その他の書類及び写真を提出して行わなければならない。ただし、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4 十六歳に満たない者についての第一項の許可の申請は、親権を行う者又は後見人が代わってしなければならない。

5 第三項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

6 市町村の長は、第三項の書類及び写真の提出があつたときは、第一項の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査した上、これらの書類(法務省令で定める書類を除く。)及び写真を、都道府県知事を經由して、法務大臣に送付しなければならない。

第五条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格(永住者の在留資格を除く。)をもって在留するものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する者が同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。この場合において、当該許可を受けた者に係る在留資格及び在留期間の決定は、その効力を失う。

3 第一項の許可の申請は、地方入国管理局に自ら出頭し、法務省令で定めるところにより、特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。

(特別永住許可書の交付)

第六条 法務大臣は、第四条の許可をする場合には、特別永住者として本邦で永住することを許可する旨を記載した書面(以下「特別永住許可書」という。)を、都道府県知事及び市町村の長を経由して、交付するものとする。

2 法務大臣は、前条の許可をする場合には、入国審査官に、特別永住許可書を交付させるものとする。

(上陸のための審査の特例)

第七条 入管法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けて上陸する特別永住者に関しては、入管法第七條第一項中「第一号及び第四号」とあるのは、「第一号」とする。

(在留できる期間等の特例)

第八条 第四條第一項に規定する者に関しては、入管法第二十二條の二第一項中「二十日」とあるのは「六十日」(その末日が地方自治法第四條の二第一項の地方公共団体の休日(以下「休日」という。))に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日までの期間」と、入管法第七十條第八号中「第二十二條の二第四項

において準用する第二十二條第二項及び第三項の規定」とあるのは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第四條第二項及び第六條第一項の規定とする。」
(退去強制の特例)
第九條 特別永住者については、入管法第二十四條の規定による退去強制は、その者が次の各号の一に該当する場合に限って、することができ
一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七條第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。
二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者
三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの
四 無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの
五 前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。
3 特別永住者に関しては、入管法第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十一條第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」とあるのは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第九條第一項各号」とする。
(再入国の許可の有効期間の特例)
第十條 特別永住者に関しては、入管法第二十六條第三項中「一年」とあるのは「四年」と、同條第四項中「二年」とあるのは「五年」とする。
(省令への委任)
第十一條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(特別永住許可の申請に関する経過措置)
第二條 この法律の施行前にした旧日韓特別法第二條第一項の規定による許可の申請は、第四條の規定による許可の申請とみなす。
2 平和条約締結者の子孫でこの法律の施行前六十日以内に出生その他の事由により旧入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたものについては、この法律の施行の日に当該出生その他の事由が生じたものとみなして、第四條の規定及び第八條によって読み替へた入管法第二十二條第二項の規定を適用する。
3 平和条約締結者及び平和条約締結者の子孫(第三條第一号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二條第一項の規定による申請は、第五條の規定による許可の申請とみなす。
4 平和条約締結者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二條第二項の規定による永住者若しくは平和条約締結者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第九項の規定による申請は、平和条約締結者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格(永住者の在留資格を除く。)をもつて在留するものがした第五條の規定による許可の申請とみなす。
(退去強制に関する経過措置)
第三條 第三條第一号に掲げる者で旧日韓特別

法の施行前の行為により第九條第一項各号の一に該当することとなつたものについては、当該行為を理由としては、本邦からの退去を強制することができない。
(外国人登録原票の記載事項の変更登録等に関する特例)
第四條 第三條の規定の施行により生じた外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四條第一項第十四号又は第十五号に掲げる事項の変更については、同法第九條第一項の規定は、適用しない。
第五條 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する第三條に掲げる外国人から外国人登録法第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行の日後における最初の申請又は次項に規定する登録証明書(以下「登録証明書」という。)の提出があつたときは、当該外国人に係る外国人登録原票に、第三條の規定の施行により変更を生じた外国人登録法第四條第一項第十四号及び第十五号に掲げる事項の変更の登録をしなければならない。
2 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する第三條に掲げる外国人が、同條の規定の施行により外国人登録法第四條第一項第十四号に定める在留の資格又は同項第十五号に定める在留期間の記載が事実と合致なくなつた登録証明書(以下「登録証明書」という。)を提出したときは、法務省令で定めるところにより、当該登録証明書に在留の資格又は在留期間の変更に係る記載を行わなければならない。
(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の廃止)
第六條 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法は、廃止する。
(入管法の一部改正)
第八條 出入国管理令の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように

第七條 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。
第七條第一項第二号中「及び平和条約締結者の子の項の下欄に掲げる身分若しくは地位を」の下欄に掲げる地位に改める。
第二十二條第二項ただし書中「(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)に基づき永住の許可を受けている者を含む。)」又は「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)(以下「昭和二十七年法律第百二十六号」という。))第二條第六項の規定により本邦に在留する者」を「又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第 号。以下「平和条約締結者等入管特例法」という。))に定める特別永住者に改める。」
附則第七條から第十條までを削り、第十一條を第七條とする。
別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄中「平和条約締結者の子の在留資格をもつて在留する者若しくは日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)に基づき永住の許可を受けている者」を「若しくは平和条約締結者等入管特例法に定める特別永住者」に、「若しくは永住者等」を「又は永住者等」に改め、「又は昭和二十七年法律第百二十六号第二條第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者」を削り、同表平和条約締結者の子の項を削る。
(出入国管理令の一部を改正する法律の一部改正)
第八條 出入国管理令の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように

改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(外国人登録法の一部改正)

第九条 外国人登録法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)に定める在留することができ資格及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百六十六号)に定める永住することができ資格」を「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第 号)に定める特別永住者として永住することができ資格」に改める。

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正)

第十条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六項を削る。

理由

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者及びその子孫の有する歴史的経緯及び本邦における定住性を考慮し、これらの者を対象として、永住許可、退去強制及び再入国許可に関する出入国管理及び難民認定法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法

(目的)

第一条 この法律は、日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者及びその子孫の有する歴史的経緯及び本邦における定住性にかんがみ、これらの者について、特別永住者の制度を設けるとともに、退去強制事由を限定し、特別再入国の許可の制度を設けること等により、これらの者の本邦における生活の安定に資することを目的とする。

(特別永住者の確認)

第二条 平和条約国籍離脱者及びその子孫で次の各号の一に該当するものは、法務大臣によるその旨の確認を受けて、この法律に定める特別永住者として本邦で永住することができる。この場合において、当該確認を受けた者に係る出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(以下「入管法」という。)に基づく在留資格及び在留期間の決定並びに日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百六十六号)(以下「日韓特別法」という。)に基づく永住の許可は、その効力を失う。

一 平和条約国籍離脱者で、日本国との平和条約の最初の効力発生日(以下「平和条約発効日」という。)以後引き続き本邦に在留するもの

二 平和条約国籍離脱者の子として出生し、以後引き続き本邦に在留する者であつて、当該平和条約国籍離脱者が、平和条約発効日以後当該子の出生の時(当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留していたもの又は平和条約発効日前に死亡したもの

三 前号に掲げる者のほか、平和条約国籍離脱者の直系卑属として出生し、以後引き続き

本邦に在留する者であつて、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者が当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。)について、その父又は母が、当該平和条約国籍離脱者の直系卑属として出生し、その後当該世代の者の出生の時(当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留していた者であつたもの

2 前項に規定する平和条約国籍離脱者とは、日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者(平和条約発効日まで死亡した者であつて、当該死亡がなかつたとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したこととなるものを含む。)で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 昭和二十年八月十五日以前から平和条約発効日(平和条約発効日まで死亡したとき)は、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留していた者

二 昭和二十年八月十五日以前から本邦に在留していた者であつて、同日以後本邦外の地域に赴いたが、平和条約発効日までに本邦に再び入り、以後平和条約発効日(平和条約発効日まで死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、平和条約発効日(平和条約発効日まで死亡したときは、当該死亡の時)において本邦に在留していた者であつて、その実親である父又は母が、昭和二十年八月十五日において本邦に在留し、かつ、次のイ又はロに該当する者であつたもの

イ 日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

ロ 平和条約発効日までに死亡し又は当該直系卑属の出生の時後平和条約発効日までに

日本の国籍を喪失した者であつて、当該死亡又は喪失がなかつたとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したこととなるもの

(確認申請)

第三条 前条第一項各号の一に該当する者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から五年を経過する日までに、法務大臣に対し、同項の確認の申請をすることができ、

2 前条第一項第二号又は第三号に該当する者で施行日から四年十月を経過する日の翌日以後に出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものについての前項の申請の期限は、同項の規定にかかわらず、当該出生その他の事由が生じた日から六十日までとする。

3 前条第一項の確認の申請は、居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下同じ。)の事務所自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、特別永住確認申請書その他の書類及び写真を提出して行わなければならない。ただし、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4 十六歳に満たない者についての前条第一項の確認の申請は、親権を行う者又は後見人が代わってしなければならない。

5 第三項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

6 市町村の長は、第三項の書類及び写真の提出があつたときは、前条第一項の確認を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査した上、これらの書類(法務

省令で定める書類を除く。及び写真、都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならない。

(調査)

第四条 法務大臣は、第二条第一項の確認を受けようとする者が同項各号の一に該当するかどうかを審査するため必要があるときは、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(特別永住者確認書の交付)

第五条 法務大臣は、第二条第一項の確認を受けようとする者が同項各号の一に該当することを確認したときは、その旨及びその者が特別永住者として本邦で永住することができる旨を旨を記載した特別永住者確認書を、都道府県知事及び市町村の長を経由して、交付するものとする。

(特別再入国の許可)

第六条 法務大臣は、特別永住者が、本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、法務省令で定めるところにより、その者の申請に基づき、特別再入国の許可を与えるものとする。ただし、法務大臣は、特別再入国の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、特別再入国の許可を与えないことができる。

一 死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から法務大臣に通報されている者

第一類第三号

法務委員会議録第九号 平成三年四月九日

るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法務大臣において、明らかに本邦に永住する意思がないと認めるに足りる相当の理由がある者

四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において、著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る特別永住者が旅券を所持しているときは旅券に特別再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、特別再入国許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は交付があった時に、その効力を生ずる。

3 法務大臣が、第一項の特別再入国の許可を与える場合においては、数次の特別再入国の許可とし、その有効期間は五年とする。

4 法務大臣は、特別再入国の許可を受けて出国した特別永住者が外国にある間に当該許可の残存有効期間が一年未満となったときは、その者の申請に基づき、一回に限り、当該許可の有効期間を五年延長する許可をするものとする。ただし、法務大臣は、その者が第一項ただし書各号の一に該当する者であることが当該特別再入国の許可後に判明した場合又は当該特別再入国の許可後に第一項ただし書各号の一に該当するに至った場合においては、有効期間の延長を許可しないことができる。

5 前項の許可は、旅券又は特別再入国許可書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

6 法務大臣は、特別再入国の許可を受けている特別永住者が第一項ただし書の各号の一に該当する者であることが当該特別再入国の許可後に

判明した場合又は当該特別再入国の許可後に第一項ただし書の各号の一に該当するに至った場合においては、その者が本邦にある間において、当該特別再入国の許可を取り消すことができる。

7 第二項の規定により交付される特別再入国許可書は、当該特別再入国許可書に係る特別再入国の許可に基づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。

8 特別永住者は、第一項又は第四項の許可を受ける場合には、当該許可に係る証印、交付又は記載の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手料を納付しなければならない。

(上陸の手續の特例)

第七条 前条第一項の規定により特別再入国の許可を受けて上陸する特別永住者に関しては、入管法第六條第一項ただし書中「第二十六條の規定による再入国の許可」とあるのは「日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等」についての出入国管理特別法(平成三年法律第 号)(以下「平和条約国籍離脱者等入管特別法」といふ。第六條の規定による特別再入国の許可」と、入管法第七條第一項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、入管法第九條第三項中「第二十六條第一項の規定により再入国の許可」とあるのは「平和条約国籍離脱者等入管特別法第六條の規定により特別再入国の許可」と、入管法第十二條第一項中「再入国の許可」とあるのは「特別再入国の許可」とする。

(在留できる期間等の特例)

第八条 第三條第二項に規定する者に關しては、入管法第二十二條第二項中「六十日」とあるのは「六十日(その末日が地方自治法第四條の二第一項の地方公共団体の休日(に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日までの期間)と、入管法第七十條第八号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「許可」とあるのは「許可又は平和条約国籍離脱者等入管特別法第二條第一項の確認」とする。

とする。

(退去強制の特例)

第九条 特別永住者については、入管法第二十四條の規定による退去強制は、その者が次の各号の一に該当する場合に限って、することができる。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七條第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

2 特別永住者に関しては、入管法第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二條第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」とあるのは、「平和条約国籍離脱者等入管特別法第九條第一項各号」とする。

(出国の手續の特例)

第十条 第六條第一項の規定により特別再入国の許可を受けて出国する特別永住者に関しては、第二十五條第一項中「第二十六條の規定により再入国の許可」とあるのは「平和条約国籍離脱者等入管特別法第六條の規定により特別再入国の許可」とする。

(入管法の適用)

第十一条 特別永住者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、入管法による。

(省令への委任)

第十二條 この法律の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(退去強制に関する経過措置)

第二条 日韓特別法に基づく永住の許可を受けていた者で日韓特別法の施行前の行為により第九条第一項各号の一に該当することとなつたものについては、当該行為を理由としては、本邦からの退去を強制することができない。

(入管法の一部改正)

第三条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項ただし書中「日本人の下に国籍を離脱した者等」についての出入国管理特別法(平成三年法律第 号)(以下「平和条約国籍離脱者等入管特別法」という。)に定める特別永住者」を加える。

別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄中「在留する者若しくは在留する者」に改め、「永住の許可を受けている者」の下に「若しくは平和条約国籍離脱者等入管特別法に定める特別永住者」を加える。

(外国人登録法の一部改正)

第四条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「再入国の許可」の下に「又は日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等」についての出入国管理特別法(平成三年法律第 号)(以下「平和条約国籍離脱者等入管特別法」という。)第六條の規定による特別再入国の許可」を加える。

第四條第一項第十四号中「資格及び」を「資格」に改め、「永住することが出来る資格」の下に「及び平和条約国籍離脱者等入管特別法に定める特別永住者として永住することが出来る資格」を加える。

第七條第一項中「再入国の許可」の下に「若しくは平和条約国籍離脱者等入管特別法第六條の規定による特別再入国の許可」を加える。

第十二條第一項中「再入国の許可」の下に「又は平和条約国籍離脱者等入管特別法第六條の規定による特別再入国の許可」を加える。

理由

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者及びその子孫の有する歴史的経緯及び本邦における定住性にかんがみ、これらの者の本邦における生活の安定に資するため、これらの者について、特別永住者の制度を設けるとともに、退去強制事由を限定し、特別再入国の許可の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員會議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正
一 三 贓物(三カ所) 贓物

同 第七号中正誤

ページ 段 行 誤 正
元 三 予備校通つて 予備校に通つて
元 四 天 とる 採る

同 第八号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三 三 元 持ち方という 持ち方というか
六 二 二 といった方 と言つた方
七 四 七 ございます。 ございます。
三 四 六 司法に 司法の
一 三 二 二 行「その意味では、以下は、一行「かろうか。」に続く。
二 四 二 踊り出す 躍り出る
二 四 九 踊り出て 躍り出て